



発行 新潟県

号外 3
令和2年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 38 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 39 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 40 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)

訓 令

- 12 新潟県事務決裁規程の一部改正 (人事課)
- 13 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正 (人事課)
- 14 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正 (人事課)
- 15 地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程の一部改正 (人事課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第38号**

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第22款（略） 第23款 <u>削除</u> 第24款～第30款（略） <u>第30款の2 鳥獣被害対策支援センター</u> 第31款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  （知事政策局） <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>政策企画課</u> <u>総務企画班</u> 秘書課・広報広聴課（略） <u>地域政策課</u> <u>連携調整班 特定地域振興班 地域づくり支援班</u> <u>I C T推進課</u> <u>地域I C T推進班 スマート自治体推進班</u> 国際課（略）  （総務管理部） <b>第6条の2</b> 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>行政改革課</u> 法務文書課～市町村課（略）	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第22款（略） 第23款 <u>若草寮</u> 第24款～第30款（略）  第31款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  （知事政策局） <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>政策課</u> <u>総務班</u> 秘書課・広報広聴課（略） <u>行政改革・評価室</u>  国際課（略）  （総務管理部） <b>第6条の2</b> 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課・人事課（略）  法務文書課～市町村課（略） <u>地域政策課</u>

統計課～総務事務センター (略)  
2～4 (略)

(県民生活・環境部)

**第 6 条の 3** 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。  
県民生活課 (略)

文化振興課～震災復興支援課 (略)

環境企画課

企画調整係 自然保護係 鳥獣管理係 地球環境対策室

環境対策課・廃棄物対策課 (略)

(福祉保健部)

**第 6 条の 5** 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健課～高齢福祉保健課 (略)

健康対策課

難病等対策係 感染症対策係 健康立県推進班  
歯科保健係 成人保健係 母子保健係

生活衛生課・障害福祉課 (略)

子ども家庭課

企画係 家庭福祉係 保育支援係

(産業労働部)

**第 6 条の 6** 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

労政企画係 雇用対策班 U・I ターン就業促進班

職業能力開発課 (略)

(農林水産部)

**第 6 条の 8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

市場係 流通指導係 販売戦略班

特定地域振興班 雪対策室

情報政策課

管理調整係 情報化推進係 電子県庁推進班

統計課～総務事務センター (略)

2～4 (略)

(県民生活・環境部)

**第 6 条の 3** 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。

県民生活課 (略)

新潟暮らし推進課

人口問題対策班 U・I ターン促進班

文化振興課～震災復興支援課 (略)

環境企画課

企画調整係 自然保護係 鳥獣保護係 地球環境対策室

環境対策課・廃棄物対策課 (略)

**2** 前項に規定するもののほか、文化振興課に国民文化祭・障害者芸術文化祭室を置き、同室に総務企画班、県事業推進班、市町村事業推進班及び障害者芸術文化班を置く。

(福祉保健部)

**第 6 条の 5** 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健課～高齢福祉保健課 (略)

健康対策課

難病等対策係 感染症対策係 健康食育推進係  
歯科保健係 成人保健係 母子保健係

生活衛生課・障害福祉課 (略)

児童家庭課

青少年育成係 家庭福祉係

少子化対策課

少子化対策班 保育支援係

(産業労働部)

**第 6 条の 6** 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

労政雇用課

企画調整係 雇用対策班

職業能力開発課 (略)

(農林水産部)

**第 6 条の 8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

流通・市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品産業係

<p>畜産課～治山課 (略) 2・3 (略)</p> <p>(出納局)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 出納局に次の課、<u>係及び班</u>を置く。 管理課 <u>総務班</u> 企画・指導係 決算・資金係 支払・ 国費係 会計検査課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局 <u>政策企画課</u> (1)～(4) (略) (5) <u>政策評価</u>に関する事項  (6) (略) (7) (略)  (8) (略) (9) (略) 秘書課・広報広聴課 (略) <u>地域政策課</u> (1) <u>地域政策に係る企画及び連携調整</u>に関する事項 (2) <u>地域づくりの推進</u>に関する事項 (3) <u>過疎地域振興</u>に関する事項 (4) <u>山村振興</u>に関する事項 (5) <u>離島振興</u>に関する事項 (6) <u>ふるさと納税の推進</u>に関する事項 (7) <u>克雪及び利雪対策</u>に関する事項 (8) <u>国土形成計画</u>に関する事項 <u>ICT推進課</u> (1) <u>情報通信技術の活用に係る企画及び総合調整</u>に関する事項 (2) <u>地域情報化の推進</u>に関する事項 (3) <u>ICT推進プラン</u>に関する事項 (4) <u>官民データ活用</u>の推進に関する事項 (5) <u>情報セキュリティ</u>に関する事項 (6) <u>新潟県ホームページの管理及び調整</u>に関する事項 (7) <u>庁内ローカルエリアネットワーク</u>に関する事項 (8) <u>情報処理システムの運用及び管理</u>に関する事項</p>	<p>畜産課～治山課 (略) 2・3 (略)</p> <p>(出納局)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 出納局に次の課及び<u>係</u>を置く。 管理課 <u>総務係</u> 企画・指導係 決算・資金係 支払・ <u>国費係</u> <u>システム管理係</u> 会計検査課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局 <u>政策課</u> (1)～(4) (略) (5) <u>道州制</u>に関する事項 (6) <u>国土形成計画</u>に関する事項 (7) (略) (8) (略) (9) <u>企画主幹会議</u>に関する事項 (10) (略) (11) (略) 秘書課・広報広聴課 (略) <u>行政改革・評価室</u> (1) <u>行政システムの見直し</u>に関する事項  (2) <u>地方分権</u>に関する事項 (3) <u>市町村及び民間との連携</u>に関する事項 (4) <u>政策評価</u>に関する事項 (5) <u>外部監査制度</u>に関する事項</p>
--	--

## 項

(9) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び推進に関する事項

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1)～(5) (略)

(6) 行財政改革の推進に関する事項(7) (略)(8) (略)(9) (略)(10) (略)(11) (略)(12) (略)

人事課

(1)・(2) (略)

(3) 定数に関する事項

(4)～(10) (略)

行政改革課

(1) 組織に関する事項(2) 業務の見直しに関する事項(3) 地方分権に関する事項(4) 市町村及び民間との連携に関する事項(5) 内部統制制度に関する事項

法務文書課・大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(3) (略)

(4) 市町村その他公共団体の地方債及び地域づくり資金に関する事項(5) (略)(6) (略)(7) (略)(8) (略)(9) (略)(10) (略)

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1)～(5) (略)

(6) (略)(7) (略)(8) (略)(9) (略)(10) (略)(11) (略)

人事課

(1)・(2) (略)

(3) 組織及び定数に関する事項

(4)～(10) (略)

法務文書課・大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(3) (略)

(4) 市町村その他公共団体の地方債に関する事項

(5) 地域づくり資金の貸付けに関する事項(6) (略)(7) (略)(8) (略)(9) (略)(10) (略)(11) (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び調整に関する事項(2) 地方拠点都市地域等の整備促進に関する事項(3) 地域づくりの推進に関する事項(4) 地域総合整備資金に関する事項(5) 過疎地域振興に関する事項(6) 山村振興に関する事項(7) 離島振興に関する事項(8) ふるさと納税の推進に関する事項(9) 克雪及び利雪対策に関する事項

情報政策課

(1) 情報通信技術の活用に係る企画及び総合調整に関する事項(2) 地域情報化の推進に関する事項

<p>統計課～管財課 (略) 総務事務センター</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤の職員</u>の給与の支給、社会保険及び雇用保険に関する事項</p> <p>(5) 所得税源泉徴収及び住民税特別徴収に関する事項（職員及び非常勤の職員）の給与に係るものに限る。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 職員及び非常勤の職員<sup>の</sup>の公務災害補償に関する事項</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>県民生活・環境部 県民生活課 (略)</p> <p>文化振興課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>スポーツ課～廃棄物対策課 (略) 防災局 (略) 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課 (略) 子ども家庭課</p> <p>(1) <u>児童福祉</u>に関する事項（障害児に係るものを除く。）</p> <p>(2) <u>少子化対策及び子育て支援</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>青少年の健全育成</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>児童手当</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>に関する事項</p> <p>(6) <u>児童扶養手当</u>に関する事項</p> <p>(7) <u>婦人保護</u>に関する事項</p> <p>(8) <u>児童委員</u>に関する事項</p> <p>(9) <u>児童相談所</u>に関する事項</p> <p>(10) <u>女性福祉相談所及びあかしや寮</u>に関する事項</p>	<p>(3) <u>情報化プラン</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>官民データ活用</u>の推進に関する事項</p> <p>(5) <u>情報セキュリティ</u>に関する事項</p> <p>(6) <u>新潟県ホームページ</u>の管理及び調整に関する事項</p> <p>(7) <u>庁内ローカルエリアネットワーク</u>に関する事項</p> <p>(8) <u>情報処理システム</u>の運用及び管理に関する事項</p> <p>(9) <u>給与事務等の電算処理システム</u>に関する事項</p> <p>(10) <u>社会保障・税番号制度</u>に係る総合調整及び推進に関する事項</p> <p>統計課～管財課 (略) 総務事務センター</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員等</u>の賃金及び報酬の支給、社会保険並びに雇用保険に関する事項</p> <p>(5) 所得税源泉徴収及び住民税特別徴収に関する事項（職員<sup>の</sup>の給与並びに非常勤職員等<sup>の</sup>の賃金及び報酬に係るものに限る。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 職員及び非常勤職員<sup>の</sup>の公務災害補償に関する事項</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>県民生活・環境部 県民生活課 (略) 新潟暮らし推進課</p> <p>(1) <u>新潟暮らし</u>の推進に関する事項</p> <p>(2) <u>人口減少問題対策</u>の連絡調整に関する事項</p> <p>文化振興課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭</u>に関する事項</p> <p>スポーツ課～廃棄物対策課 (略) 防災局 (略) 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課 (略) 児童家庭課</p> <p>(1) <u>青少年総合対策</u>の企画及び調整に関する事項</p> <p>(2) <u>青少年の健全育成</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>児童福祉</u>に関する事項（障害児及び保育に係るものを除く。）</p> <p>(4) <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>児童扶養手当</u>に関する事項</p> <p>(6) <u>婦人保護</u>に関する事項</p> <p>(7) <u>児童相談所</u>に関する事項</p> <p>(8) <u>女性福祉相談所及びあかしや寮</u>に関する事項</p> <p>(9) <u>若草寮</u>に関する事項</p> <p>(10) <u>新潟学園</u>に関する事項</p>
--	--

- (11) 若草寮に関する事項
- (12) 新潟学園に関する事項

産業労働部  
産業政策課～産業立地課 (略)  
しごと定住促進課

(1)～(9) (略)

- (10) U・I ターン就業の促進に関する事項

職業能力開発課 (略)  
観光局 (略)  
農林水産部  
農業総務課・地域農政推進課 (略)  
農産園芸課

(1)～(13) (略)

- (14) 鳥獣被害対策支援センターに関する事項

経営普及課～治山課 (略)  
農地部～交通政策局 (略)  
出納局  
管理課

(1)・(2) (略)

- (3) 現金及び有価証券の出納及び保管並びに現金の記録管理に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

会計検査課 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)・(2) (略)

- (3) 新潟地域振興局

企画振興部  
総務課・地域振興課 (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

少子化対策課

- (1) 少子化対策に関する事項

- (2) 児童福祉に関する事項 (保育に係るものに限る。)

- (3) 児童委員に関する事項

- (4) 児童手当及び子ども手当に関する事項

産業労働部  
産業政策課～産業立地課 (略)  
労政雇用課

(1)～(9) (略)

職業能力開発課 (略)

観光局 (略)

農林水産部

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

(1)～(13) (略)

経営普及課～治山課 (略)

農地部～交通政策局 (略)

出納局

管理課

(1)・(2) (略)

- (3) 現金の記録管理に関する事項

- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

会計検査課 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)・(2) (略)

- (3) 新潟地域振興局

企画振興部  
総務課・地域振興課 (略)

労政課

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

(4) (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部  
総務課～県民サービスセンター (略)

県税部～地域整備部 (略)

(6)～(9) (略)

(10) 上越地域振興局  
企画振興部  
総務課～県民サービスセンター (略)

県税部～地域整備部 (略)

(11)・(12) (略)

2・3 (略)

4 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課 (略)

維持管理課

工務課

5～13 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部  
庶務課

(1)～(10) (略)

(11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(12)～(14) (略)

企画振興課～森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部  
課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) 第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)

庶務係 建設業係 行政係

(4) (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部  
総務課～県民サービスセンター (略)

労政課

県税部～地域整備部 (略)

(6)～(9) (略)

(10) 上越地域振興局  
企画振興部  
総務課～県民サービスセンター (略)

労政課

県税部～地域整備部 (略)

(11)・(12) (略)

2・3 (略)

4 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課 (略)

開発課

工務課

5～13 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部  
庶務課

(1)～(10) (略)

(11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項

(12)～(14) (略)

企画振興課～森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部  
課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) 第63条第1項又は第63条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税、核燃料税並びに同条例第56条の2に規定する方法により納付される自動車取得税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)



- (2)～(6) (略)
- (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項  
村上収税課
- (1)～(6) (略)
- (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項
- (8) (略)
- 健康福祉環境部・農業振興部 (略)
- 農村整備部  
庶務課 (略)  
農用地課
- (1)～(3) (略)
- (4) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項
- (5)～(7) (略)
- 農村計画課～防災課 (略)
- 地域整備部 (略)
- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。
- 企画振興部  
総務課
- (1)～(6) (略)
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) (略)
- 地域振興課 (略)
- 県税部  
庶務課～間税課 (略)  
収税第1課
- (1)～(3) (略)
- (4) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項  
収税第2課～新津収税課 (略)
- 健康福祉部 (略)
- 農林振興部  
庶務課 (略)  
農用地課
- (1)～(8) (略)
- (9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

- (2)～(6) (略)
- (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項  
村上収税課
- (1)～(6) (略)
- (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (8) (略)
- 健康福祉環境部・農業振興部 (略)
- 農村整備部  
庶務課 (略)  
農用地課
- (1)～(3) (略)
- (4) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項
- (5)～(7) (略)
- 農村計画課～防災課 (略)
- 地域整備部 (略)
- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。
- 企画振興部  
総務課
- (1)～(6) (略)
- (7) (略)
- 地域振興課 (略)
- 労政課
- (1) 労働組合に関する事項
- (2) 労働情勢に関する事項
- (3) 労働福祉に関する事項
- (4) 女性労働に関する事項
- (5) 労働経済に関する事項
- (6) 労働教育に関する事項
- (7) 雇用対策に関する事項
- 県税部  
庶務課～間税課 (略)  
収税第1課
- (1)～(3) (略)
- (4) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項  
収税第2課～新津収税課 (略)
- 健康福祉部 (略)
- 農林振興部  
庶務課 (略)  
農用地課
- (1)～(8) (略)
- (9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用(農林水産大臣の許可に係るものに限る。)等に関する事項

(10)・(11) (略)  
 農業企画課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)  
 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部 (略)  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項  
 健康福祉環境部～地域整備部 (略)  
 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課  
 (1)～(5) (略)  
(6) 労働行政に関する事項  
(7) (略)  
 地域振興課・県民サービスセンター (略)  
  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項  
 柏崎収税課 (略)  
 健康福祉環境部 (略)  
 農林振興部  
 庶務課 (略)  
 農用地課  
 (1)～(8) (略)  
 (9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項  
 (10)・(11) (略)  
 農業企画課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)  
 6 (略)  
 7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部 (略)  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

(10)・(11) (略)  
 農業企画課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)  
 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部 (略)  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項  
 健康福祉環境部～地域整備部 (略)  
 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課  
 (1)～(5) (略)  
(6) (略)  
 地域振興課・県民サービスセンター (略)  
労政課  
第3項に規定する企画振興部労政課の分掌事務  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項  
 柏崎収税課 (略)  
 健康福祉環境部 (略)  
 農林振興部  
 庶務課 (略)  
 農用地課  
 (1)～(8) (略)  
 (9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項  
 (10)・(11) (略)  
 農業企画課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)  
 6 (略)  
 7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部 (略)  
 県税部  
 課税課 (略)  
 収税課  
 (1)～(6) (略)  
 (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

十日町収税課 (略)  
 健康福祉環境部 (略)  
 農林振興部  
 庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項  
 (2) 農業振興地域の整備に関する事項  
 (3) 林業及び農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項  
 (4) 林業及び農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項  
 (5) 入会林野等の権利関係の近代化に関する事項  
 (6) 保安林の管理に関する事項  
 (7) 林地転用に関する事項  
 (8) 土地改良区に関する事項  
 (9) 農業基盤整備資金に関する事項  
 (10) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項  
 (11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項  
 (12) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項  
 (13) 農用地等の集団化に関する事項  
 (14) 部内他課に属しない事項

企画振興課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項  
 (2) 農業振興地域の整備に関する事項  
 (3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項  
 (4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項  
 (5) 土地改良区に関する事項  
 (6) 農業基盤整備資金に関する事項  
 (7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項  
 (8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項  
 (9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項  
 (10) 農用地等の集団化に関する事項  
 (11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次の

十日町収税課 (略)  
 健康福祉環境部 (略)  
 農林振興部  
 庶務課

第 1 項に規定する農林振興部庶務課の分掌事務  
 企画振興課～森林施設課 (略)  
 地域整備部 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

第 4 項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務  
 企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次の

<p>とおりとする。                  企画振興部・健康福祉部 (略)                  農業振興部                  庶務課  <u>第8項</u>に規定する農業振興部庶務課の分掌事務                  企画振興課～農村整備課 (略)                  地域整備部 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。                  企画振興部                  総務課～県民サービスセンター (略)</p> <p>県税部                  課税課 (略)                  収税課                  (1)～(6) (略)                  (7) <u>個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割</u>に係る徴収金の賦課に関する事項                  糸魚川収税課 (略)                  健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。                  企画振興部～健康福祉環境部 (略)                  農林水産振興部                  庶務課～普及課 (略)                  農地庶務課                  (1)～(5) (略)                  (6) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項                  (7)～(9) (略)                  農村計画課～振興課 (略)                  地域整備部 (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。                  業務課 (略)                  維持管理課                  (1) <u>港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の維持及び修繕工事</u>(小規模なものに限る。次号において同じ。)に係る許可、認可等の技術的審査に関する事項                  (2) <u>港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の維持及び修繕工事の執行</u>に関する事項                  (3) <u>港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行</u>に関する事項</p>	<p>とおりとする。                  企画振興部・健康福祉部 (略)                  農業振興部                  庶務課  <u>第4項</u>に規定する農業振興部庶務課の分掌事務                  企画振興課～農村整備課 (略)                  地域整備部 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。                  企画振興部                  総務課～県民サービスセンター (略)  <u>労政課</u>  <u>第3項</u>に規定する企画振興部労政課の分掌事務                  県税部                  課税課 (略)                  収税課                  (1)～(6) (略)                  (7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項                  糸魚川収税課 (略)                  健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。                  企画振興部～健康福祉環境部 (略)                  農林水産振興部                  庶務課～普及課 (略)                  農地庶務課                  (1)～(5) (略)                  (6) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、<u>転用</u>等に関する事項                  (7)～(9) (略)                  農村計画課～振興課 (略)                  地域整備部 (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。                  業務課 (略)  <u>開発課</u>                  (1) <u>開発</u>に係る許可、認可等の技術的審査に関する事項                  (2) <u>港湾施設の大規模な開発に係る工事の執行</u>に関する事項</p>
--	---

<p>工務課</p> <p>(1) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項 (<u>維持管理課</u>の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の<u>改良、維持及び修繕工事</u>の執行に関する事項</p> <p>16～23 (略)</p> <p>第23款 <u>削除</u></p> <p>第117条及び第118条 <u>削除</u></p> <p>第30款 (略)</p> <p>第30款の2 <u>鳥獣被害対策支援センター</u></p> <p>(設置)</p> <p>第134条の2 <u>野生鳥獣による被害防止に向けた対策を一体的に推進するため、鳥獣被害対策支援センターを新潟市に置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第134条の3 <u>鳥獣被害対策支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>野生鳥獣被害対策に係る企画立案に関する事項</u></p> <p>(2) <u>野生鳥獣被害対策に係る関係機関及び団体の統括調整及び活動支援に関する事項</u></p> <p>(3) <u>新潟県鳥獣被害対策本部の設置及び運営に関する事項</u></p>	<p>工務課</p> <p>(1) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項 (<u>開発課</u>の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の<u>工事</u>の執行に関する事項</p> <p>(3) <u>港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項</u></p> <p>(4) <u>港湾及びその区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項</u></p> <p>16～23 (略)</p> <p>第23款 <u>若草寮</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第117条 <u>若草寮の名称及び位置は、次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>若草寮</td> <td>新潟市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第118条 <u>若草寮に庶務課及び指導課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>庶務課</p> <p>(1) <u>人事、公印、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(2) <u>給食に関する事項</u></p> <p>(3) <u>指導課に属しない事項</u></p> <p>指導課</p> <p><u>入寮児童の生活及び職業指導に関する事項</u></p> <p>第30款 (略)</p>	名	称	位	置	新潟県	若草寮	新潟市	
名	称	位	置						
新潟県	若草寮	新潟市							

(情報主幹)

第174条 知事政策局ICT推進課に情報主幹を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策企画課に総括政策企画員を置くことができる。

- 2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、健康対策課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及びしごと定住促進課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(政策統括監)

第182条の2 知事政策局に政策統括監を置くことができる。

- 2 政策統括監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(政策監)

第182条の3 部及び局に政策監を置くことができる。

- 2 政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行う。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

(情報主幹)

第174条 総務管理部情報政策課に情報主幹を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置くことができる。

- 2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及び労政雇用課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(総括政策監等)

第182条の2 知事政策局に総括政策監及び政策監を置くことができる。

- 2 総括政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行うとともに県政の重要事項を総括整理する。
- 3 政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行う。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

<p>第192条 (略)</p> <p>2 東京事務所、自治研修所、大阪事務所、<u>農業総合研究所及び鳥獣被害対策支援センター</u>に副所長を置く。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">担任する事務</th> <th style="text-align: left;">設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県スポーツ推進審議会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新潟県景観審議会</u></td> <td><u>新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号)第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u></td> <td><u>新潟県景観条例第20条第1項</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県スポーツ推進審議会	(略)		<u>新潟県景観審議会</u>	<u>新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号)第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県景観条例第20条第1項</u>	<p>第192条 (略)</p> <p>2 東京事務所、自治研修所、大阪事務所及び<u>農業総合研究所</u>に副所長を置く。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">担任する事務</th> <th style="text-align: left;">設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新潟県卸売市場審議会</u></td> <td><u>卸売市場法(昭和46年法律第35号)第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u></td> <td><u>新潟県卸売市場審議会条例(昭和46年新潟県条例第36号)第1条</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>新潟県スポーツ推進審議会</p>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			<u>新潟県卸売市場審議会</u>	<u>卸売市場法(昭和46年法律第35号)第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県卸売市場審議会条例(昭和46年新潟県条例第36号)第1条</u>
名称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県スポーツ推進審議会	(略)																					
<u>新潟県景観審議会</u>	<u>新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号)第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県景観条例第20条第1項</u>																				
名称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
<u>新潟県卸売市場審議会</u>	<u>卸売市場法(昭和46年法律第35号)第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県卸売市場審議会条例(昭和46年新潟県条例第36号)第1条</u>																				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県卸売市場審議会の項を削る部分に限る。）は、同年6月21日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第39号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地域機関の長への共通委任）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(5)の4 (略)</p> <p>(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する<u>会計年度任用職員</u>の任免をすること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(78) (略)</p> <p><u>(79)から(81)まで</u> <u>削除</u></p> <p>(82)～(87) (略)</p> <p>(88) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）<u>第14条</u></p>	<p style="text-align: center;">（地域機関の長への共通委任）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(5)の4 (略)</p> <p>(6) <u>一般職の非常勤職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）の任免をすること（<u>地域振興局長以外の地域機関の長にあつては、任用期間（更新により2以上の任用が連続することとなる場合にあつては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものに限る。</u>）。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(78) (略)</p> <p><u>(79)及び(80)</u> <u>削除</u></p> <p><u>(81) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律（平成13年法律第28号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による廃止前の自作農維持資金金融通法（昭和30年法律第165号）第6条の規定により、借受者の農業経営につき必要な指導をすること。</u></p> <p>(82)～(87) (略)</p> <p>(88) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）<u>第66条</u></p>



において準用する同法第6条第2項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。

(89) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定による運営の状況の報告を受理すること。

(90) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定により、開設者に対し報告又は資料の提出を求めること。

(91) (略)

(92) (略)

(93) (略)

(94) (略)

(95) (略)

(96) (略)

(97)～(108) (略)

(109) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。

(110) 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。

(111) 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。

(112) (略)

第1項の規定により、開設者又は卸売業者に対し報告又は資料の提出を求めること(知事が指定したものを除く。)。

(89) 新潟県卸売市場条例(昭和46年新潟県条例第54号)第11条第2項の規定による買受人の名簿の提出を受けること。

(90) 新潟県卸売市場条例第18条(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による受託契約約款の届出を受理すること。

(91) 新潟県卸売市場条例第19条第2項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定によるせり人の氏名等の届出を受理すること。

(92) 新潟県卸売市場条例第22条第1項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の変更の承認又は変更の届出の受理をすること。

(93) 新潟県卸売市場条例第22条第3項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更の届出を受理すること。

(94) 新潟県卸売市場条例第27条第3号又は第4号の規定による資本金若しくは出資の額又は役員の変更等の届出を受理すること。

(95) 新潟県卸売市場条例第29条の規定による事業報告を受理すること。

(96) 新潟県卸売市場条例第29条の2の規定による開設業務報告書を受理すること。

(96)の2 (略)

(96)の3 (略)

(96)の4 (略)

(96)の5 (略)

(96)の6 (略)

(96)の7 (略)

(97)～(108) (略)

(109) (略)

(110) 家畜改良増殖法施行規則第10条第1項の

(113)～(166) (略)

(167) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号) 第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。

(168)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の11 (略)

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第5項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第8項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16～(78)の13 (略)

(78)の14 土壤汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出を受理すること。

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

規定による効力を停止された種畜証明書を受領すること。

(111) 家畜改良増殖法施行規則第10条第2項の規定による種畜証明書を返戻すること。

(112) 家畜改良増殖法施行規則第11条の規定による失効した種畜証明書を受理すること。

(113)～(166) (略)

(167) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号) 第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。

(168)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の11 (略)

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第4項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第5項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16～(78)の13 (略)

(78)の14 (略)

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(78)の28 (略)

(79)～(136)の24 (略)

(136)の25 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項、第64条、第68条の2から第68条の4まで及び第69条の規定による届出を受理すること(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)。

(136)の26～(243) (略)

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(14) (略)

(14)の2 生活保護法第77条の2第1項の規定により、保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収すること。

(15)～(26) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(48)の7 (略)

(48)の8 健康増進法第29条第2項の規定により、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

(48)の9 健康増進法第31条の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し指導及び助言をすること。

(48)の10 健康増進法第32条第1項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し措置をとるべきことを勧告すること。

(48)の11 健康増進法第32条第3項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(48)の12 健康増進法第34条第1項の規定により、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(79)～(136)の24 (略)

(136)の25 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項、第64条及び第69条の規定による届出を受理すること(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)

(136)の26～(243) (略)

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(14) (略)

(15)～(26) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(48)の7 (略)

<p><u>勧告すること。</u></p> <p>(48)の13 <u>健康増進法第34条第3項の規定により、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(48)の14 <u>健康増進法第36条第1項又は第2項の規定により、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し勧告すること。</u></p> <p>(48)の15 <u>健康増進法第36条第4項の規定により、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(48)の16 <u>健康増進法第38条第1項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し報告をさせ、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u></p> <p>(49) <u>健康増進法第61条第1項(同法第63条第2項及び第66条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。</u></p> <p>(49)の2 <u>健康増進法第66条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</u></p> <p>(49)の3 <u>健康増進法第66条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(49)の4 <u>健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項から第8項までの規定による届出を受理すること。</u></p> <p>(49)の5 (略)</p> <p>(49)の6 (略)</p> <p>(49)の7 (略)</p> <p>(49)の8 (略)</p> <p>(49)の9 (略)</p> <p>(49)の10 (略)</p> <p>(50)～(267) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち合わせること。</u></p> <p>(8)の2 <u>覚醒剤取締法第31条の規定により、覚</u></p>	<p>(49) <u>健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。</u></p> <p>(49)の2 <u>健康増進法第32条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</u></p> <p>(49)の3 <u>健康増進法第32条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(49)の4 (略)</p> <p>(49)の5 (略)</p> <p>(49)の6 (略)</p> <p>(49)の7 (略)</p> <p>(49)の8 (略)</p> <p>(49)の9 (略)</p> <p>(50)～(267) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち合わせること。</u></p> <p>(8)の2 <u>覚せい剤取締法第31条の規定により、</u></p>
--	--

<p>醒剤製造業者等について報告を徴すること。</p> <p>(9) <u>覚醒剤取締法</u>第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして立入検査、収去又は質問をさせること。</p> <p>(9)の2 <u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号）第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(10)～(21) (略)</p>	<p>覚醒剤製造業者等について報告を徴すること。</p> <p>(9) <u>覚せい剤取締法</u>第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして立入検査、収去又は質問をさせること。</p> <p>(9)の2 <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号）第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(10)～(21) (略)</p>
--	---

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第1項第88号から第90号までの改正及び同項第91号から第96号までを削り、同項第96号の2を同項第91号とし、同項第96号の3から第96号の7までを6号ずつ繰り上げる改正は令和2年6月21日から、第8条第3項第8号から第9号の2までの改正は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 新潟県規則第40号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。</p> <p>(1) 新潟県企業管理者 <u>70万円</u></p> <p>(2) 新潟県病院事業管理者 <u>72万5,000円</u></p>	<p>特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。</p> <p>(1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u></p> <p>(2) 新潟県病院事業管理者 <u>67万5,000円</u></p>

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第12号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。ただし、別表第4福祉保健部医務薬事課の部の改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの訓令の公布の日のいずれか遅い日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（政策統括監の専決事項）</p> <p><b>第5条の5</b> 次に掲げる事項は、<u>政策統括監</u>が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>政策統括監</u>の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(2) <u>政策統括監</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) <u>政策統括監</u>の休暇等の承認等をする事こと。</p> <p>(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>政策統括監</u>の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による<u>政策統括監</u>の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(6) <u>政策統括監</u>の当直勤務の命令をすること。</p> <p style="text-align: center;">（副知事の権限の代決）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 副知事及び主務部長がともに不在のときは、行政組織規則第6条から第6条の11までの規定に規定する部又は局の順序により、部長がその事務を代決する。</p>	<p style="text-align: center;">（総括政策監の専決事項）</p> <p><b>第5条の5</b> 次に掲げる事項は、<u>総括政策監</u>が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>総括政策監</u>の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(2) <u>総括政策監</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) <u>総括政策監</u>の休暇等の承認等をする事こと。</p> <p>(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>総括政策監</u>の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による<u>総括政策監</u>の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(6) <u>総括政策監</u>の当直勤務の命令をすること。</p> <p style="text-align: center;">（副知事の権限の代決）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 副知事及び主務部長がともに不在のときは、行政組織規則第6条から第6条の10までの規定に規定する部又は局の順序により、部長がその事務を代決する。</p>

(都市局長の権限の代決)

**第10条の4** (略)

2 (略)

3 都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の10に掲げる課の順序(都市局所管課を優先する。)により、土木部の課長がその事務を代決する。

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の日(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等(研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

**別表第3** (第5条関係)

課長共通専決事項

(都市局長の権限の代決)

**第10条の4** (略)

2 (略)

3 都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の8に掲げる課の順序(都市局所管課を優先する。)により、土木部の課長がその事務を代決する。

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の日(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等(研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

**別表第3** (第5条関係)

課長共通専決事項

- (1)～(26) (略)
- (27) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任免をすること。
- (28)～(31) (略)

別表第4(第6条関係)

知事政策局  
(略)

広報広聴課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

ICT推進課	
局長専決事項	課長専決事項
情報化の推進に係る方針を決定すること。	(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第17条第4項及び第36条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) 放送法(昭和25年法律第132号)第174条の規定により、放送の業務の停止を命ずること。 (3) 新潟県情報処理システム運用規程(平成12年3月新潟県訓令第3号)第6条の規定により、システム化等の協議に係る審査等を行う

- (1)～(26) (略)
- (27) 一般職の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。別表第6において同じ。)の任免をすること。
- (28)～(31) (略)

別表第4(第6条関係)

知事政策局  
(略)

広報広聴課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)



こと。	
総務管理部 (略)	
法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) <u>新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号）第14条第1項に規定する利用決定等</u> をすること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
(略)	
総務管理部 (略)	
法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)
(略)	
情報政策課	
部長専決事項	課長専決事項
情報化の推進に係る方針を決定すること。	(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項及び第36条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) 放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定により、放送の業務の停止を命ずること。 (3) 新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号）第6条の規定により、

システム化等の協議に係る審査等を行うこと。

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
統計刊行物の発行計画を決定すること。	(1)～(8) (略) (8)の2 <u>統計調査結果の公表</u> をすること。 (9) 新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号) <u>第9条</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を <u>利用</u> すること。  (9)の2 <u>新潟県統計調査条例第10条第1項</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を提供すること。 (10)～(12) (略)

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>統計調査結果の公表</u> (速報を含み、月報を除く。)をすること。 (2) <u>統計刊行物の発行計画</u> を決定すること。	(1)～(8) (略)  (9) 新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号) <u>第8条</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を、 <u>当該県統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供</u> すること。 (10)～(12) (略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) <u>第66条</u> に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する定置場を指定すること。 (3)・(4) (略)	(略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) <u>第60条</u> に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を指定すること。 (3)・(4) (略)	(略)

(略)

(略)

(略)

福祉保健部

(略)

医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>覚醒剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定により、<u>覚醒剤施用機関等</u>の指定をすること。</p> <p>(23) <u>覚醒剤取締法</u> 第22条の2、第24条第3項、第30条の13又は第30条の15第3項の規定による職員<u>の覚醒剤等</u>の廃棄等への立会いをさせること。</p> <p>(24) <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の2の規定により、<u>覚醒剤原料取扱者等</u>の指定をすること。</p> <p>(25) <u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u>(平成12年新潟県条例第22号)第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(26)～(34) (略)</p>

(略)

子ども家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>新潟県青少年健全育成条例</u> (昭和52年新潟県条例第6	(1)～(7) (略)
<u>年</u> <u>新潟県条例第6</u>	(8) (略)

(略)

福祉保健部

(略)

医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定により、<u>覚せい剤施用機関等</u>の指定をすること。</p> <p>(23) <u>覚せい剤取締法</u> 第22条の2、第24条第3項、第30条の13又は第30条の15第3項の規定による職員<u>の覚せい剤等</u>の廃棄等への立会いをさせること。</p> <p>(24) <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の2の規定により、<u>覚せい剤原料取扱者等</u>の指定をすること。</p> <p>(25) <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u>(平成12年新潟県条例第22号)第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(26)～(34) (略)</p>

(略)

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(7) (略)
	(8)及び(9) <u>削除</u>
	(10) (略)

<p>号) 第12条の規定による被表彰者等を決 定すること。</p> <p>(2) 民生委員法第7 条第2項の規定によ り、民生委員(児童 福祉に関する事項を 専門的に担当する民 生委員に限る。)を推 薦すること。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 民生委員法第 5条第1項の規定に よる民生委員(児童 福祉に関する事項を 専門的に担当する民 生委員に限る。)の推 薦をすること。</p> <p>(18) 民生委員法第 18条の規定により、 民生委員(児童福祉 に関する事項を専門 的に担当する民生委 員に限る。)の指導訓 練を実施すること。</p>	<p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>新潟県青少年健全 育成条例(昭和52年新 潟県条例第6号)第12 条の規定による被表彰 者等を決定すること。</p>	
---	---	---	--

少子化対策課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>民生委員法第7条 第2項の規定により、 民生委員(児童福祉に 関する事項を専門的に 担当する民生委員に限 る。)を推薦すること。</p>	<p>(1) 民生委員法第5 条第1項の規定によ る民生委員(児童福祉 に関する事項を専門 的に担当する民生委 員に限る。)の推薦 をすること。</p> <p>(2) 民生委員法第18 条の規定により、民 生委員(児童福祉に 関する事項を専門 的に担当する民生委 員に限る。)の指導訓 練を実施すること。</p> <p>(3) 社会福祉法第20 条の規定により、指 導監督を行うために</p>

産業労働部

(略)

しごと定住促進課

部長専決事項

(略)

課長専決事項

(略)

(略)

農林水産部

(略)

林政課

部長専決事項

(1)～(11) (略)

(12) 森林経営管理法 (平成30年法律第35号) 第19条第1項の規定により、確知所有者不同意森林 についての裁定をすること。

(13) 森林経営管理法 第27条第1項の規定により、所有者不明森林 についての裁定をすること。

課長専決事項

(略)

治山課

部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5)から(7)まで 削除

課長専決事項

(略)

必要な計画を樹立し、及びこれを実施すること。

産業労働部

(略)

労政雇用課

部長専決事項

(略)

課長専決事項

(略)

(略)

農林水産部

(略)

林政課

部長専決事項

(1)～(11) (略)

課長専決事項

(略)

治山課

部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 森林法第10条の11 の規定により、調停 を行うこと。

(6) 森林法第10条の11 の4第1項 (同法第10条の11の6第2項において準用する場合を含む。) の規定による裁定をすること。

課長専決事項

(略)

<p>(8)～(19) (略)</p>		<p>と。  <u>(7) 森林法第10条の11</u>  <u>の8の規定により、</u>  <u>分収育林契約等の解</u>  <u>除を承認すること。</u></p> <p>(8)～(19) (略)</p>	
<p>(略)                  土木部                  (略)</p>		<p>(略)                  土木部                  (略)</p>	
<p>建築住宅課</p>		<p>建築住宅課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(1)～(22) (略)  <u>(22)の2 新潟県営住</u>  <u>宅条例(昭和35年新</u>  <u>潟県条例第6号)第</u>  <u>8条第1項(同条例</u>  <u>第52条において準用</u>  <u>する場合を含む。)</u>  <u>の規定により、県営住</u>  <u>宅の一部を指定し、</u>  <u>及び同条例第8条第</u>  <u>2項(同条例第52条</u>  <u>において準用する場</u>  <u>合を含む。)</u>  <u>の規定によ</u>  <u>り、入居すること</u>  <u>ができる者の条件を</u>  <u>定めること。</u>                  (23) 新潟県営住宅                  条例第9条第2項若                  しくは第3項(同条                  例第52条において準                  用する場合を含む。)                  又は第11条第2項                  (同条例第52条にお                  いて準用する場合を                  含む。)の規定によ                  り、入居者を決定す                  ること。                  (24)・(25) (略)  <u>(25)の2 新潟県営住</u>  <u>宅条例第12条第3項</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1)～(22) (略)                  (23) 新潟県営住宅                  条例(昭和35年新潟                  県条例第6号)第9                  条第2項若しくは第                  3項(同条例第52条                  において準用する場                  合を含む。)又は第11                  条第2項(同条例第                  52条において準用す                  る場合を含む。)の規                  定により、入居者を                  決定すること。                  (24)・(25) (略)</p>

<p>(略)</p>	<p>(同条例第52条において準用する場合を含む。)の規定により、<u>請け書に保証人の連署を必要としない旨の決定をすること。</u></p> <p>(26)～(41) (略)</p> <p>(41)の2 <u>新潟県営住宅条例第55条第3項の規定により、請け書に保証人の連署を必要としない旨の決定をすること。</u></p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) <u>新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)第32条第2項の規定により、必要な期間を指定すること。</u></p> <p>(44) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(26)～(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) <u>新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)第2条第2項の規定により、1人で入居する者を入居させること。</u></p> <p>(44) <u>新潟県営住宅条例施行規則第32条第2項の規定により、必要な期間を指定すること。</u></p> <p>(45) (略)</p>
------------	--	------------	---

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>(企画振興部長及び佐渡地域振興局農林水産振興部長以外の部長にあつては、任</u>

	(14)の2～(22) (略)
所長(農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。  (14)の2～(22) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。  (15)～(22) (略)
(略)	
課長(新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県行政文書管理規程第43条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存期間</u> を決定すること。 (6)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条</u> の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の <u>措置</u> を定めること。 (7)～(9) (略)
(略)	
(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項	

	<u>用期間(更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間)が1年未満のものに限る。)</u> 。 (14)の2～(22) (略)
所長(農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>(任用期間(更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間)が1年未満のものに限る。)</u> 。 (14)の2～(22) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>(任用期間(更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間)が1年未満のものに限る。)</u> 。 (15)～(22) (略)
(略)	
課長(新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県文書規程(昭和60年3月新潟県訓令第2号)第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県文書規程第45条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存年限</u> を決定すること。 (7)～(9) (略)
(略)	
(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項	



専決権を有する者	専決事項	専決権を有する者	専決事項
(略)		(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長（農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県行政文書管理規程第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県行政文書管理規程第43条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存期間</u> を決定すること。 (6)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条</u> の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。 (7)～(9) (略)	地域機関の課長、室長及びセンター長（農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県文書規程第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県文書規程第45条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存年限</u> を決定すること。 (7)～(9) (略)
(略)		(略)	
歴史博物館副館長	(1)～(9) (略) (10) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)	歴史博物館副館長	(1)～(9) (略) (10) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
(略)		(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(1)～(9) (略) (10) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)	工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(1)～(9) (略) (10) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
大阪事務所副所長	(1)～(14) (略) (15) <u>新潟県行政文書管理規程第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (16) <u>新潟県行政文書管理規程</u>	大阪事務所副所長	(1)～(14) (略) (15) <u>新潟県文書規程第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (16) <u>新潟県文書規程第45条第1</u>

	<p>第43条第1項の規定により、完結文書の<u>保存期間</u>を決定すること。</p> <p>(16)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p>
(略)	

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	

県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ <u>新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。</u> チ <u>新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均一課税をすること。</u> ツ <u>新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。</u> テ～ヘ (略)
--	--

	<p>項の規定により、完結文書の<u>保存年限</u>を決定すること。</p> <p>(17)～(19) (略)</p>
(略)	

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
企画振興部長	一般職の非常勤職員の任免をすること(任用期間(更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間)が1年未満のものを除く。)(佐渡地域振興局農林水産部長の専決事項を除く。)。
(略)	

県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ <u>新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。</u> チ <u>新潟県県税条例第61条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。</u> ツ <u>新潟県県税条例第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項及び第73条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</u> テ～ヘ (略)
--	--

	(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1 項又は附則第19条の5第1項 の規定により、普通徴収に係 る自動車税の種別割の課税免 除をすること。</u> イ <u>新潟県県税条例第67条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の不均 一課税をすること。</u> ウ <u>新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。</u>	県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第57条第1 項又は附則第19条の5第1項 の規定により、普通徴収に係 る自動車税の課税免除をす ること。</u> イ <u>新潟県県税条例第61条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の不均一課税を すること。</u> ウ <u>新潟県県税条例第70条第1 項、第71条第1項、第72条第 1項及び第73条第1項の規定 により、普通徴収に係る自動 車税の減免をすること。</u>
(略)		(略)	
県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1 項又は附則第19条の5第1項 の規定により、普通徴収に係 る自動車税の種別割の課税免 除をすること。</u> イ <u>新潟県県税条例第67条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の不均 一課税をすること。</u> ウ <u>新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。</u>	県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第57条第1 項又は附則第19条の5第1項 の規定により、普通徴収に係 る自動車税の課税免除をす ること。</u> イ <u>新潟県県税条例第61条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の不均一課税を すること。</u> ウ <u>新潟県県税条例第70条第1 項、第71条第1項、第72条第 1項及び第73条第1項の規定 により、普通徴収に係る自動 車税の減免をすること。</u>
(略)		(略)	
県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) <u>自動車税の種別割の納税通知 書を再発付すること。</u> (4)～(10) (略)	県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) <u>自動車税の納税通知書を再発 付すること。</u> (4)～(10) (略)

	(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。		(11) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。
県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。 (12)～(18) (略)	県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。 (12)～(18) (略)
新潟地域振興局県税部 収税第1課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。 (4)・(5) (略)	新潟地域振興局県税部 収税第1課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。 (4)・(5) (略)
新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び収税第3課長	(1)～(7) (略) (8) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。	新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び収税第3課長	(1)～(7) (略) (8) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(41)の15 (略) <u>(41)の16 土壤汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出を受理すること。</u> <u>(41)の17</u> (略) <u>(41)の18</u> (略) <u>(41)の19</u> (略) <u>(41)の20</u> (略) <u>(41)の21</u> (略) <u>(41)の22</u> (略) <u>(41)の23</u> (略) (42)～(72) (略)	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(41)の15 (略) <u>(41)の16</u> (略) <u>(41)の17</u> (略) <u>(41)の18</u> (略) <u>(41)の19</u> (略) <u>(41)の20</u> (略) <u>(41)の21</u> (略) <u>(41)の22</u> (略) (42)～(72) (略)
(略)		(略)	
農林振興部 農用地課長(農用)	(1) (略) (2) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第22条第1項の規定	農林振興部 農用地課長(農用)	(1) (略) (2) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第33条の4第1項の

地課長を置かない部にあつては、庶務課長) (新潟地域振興局農林振興部農用地課長を除く。)	による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。 (3)・(4) (略)	地課長を置かない部にあつては、庶務課長) (新潟地域振興局農林振興部農用地課長を除く。)	規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。 (3)・(4) (略)
新潟地域振興局農林振興部農用地課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。 (3)・(4) (略)	新潟地域振興局農林振興部農用地課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。 (3)・(4) (略)
(略)		(略)	
農業振興部農用地課長(農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長)	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。	農業振興部農用地課長(農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長)	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。
新潟地域振興局巻農業振興部庶務課長	土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。	新潟地域振興局巻農業振興部庶務課長	土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。
佐渡地域振興局農林水産振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第128号までに規定する事項	佐渡地域振興局農林水産振興部長	(1) 新潟県事務委任規則第3条の

(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庶務課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所(新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。) 福祉事務所(新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。) 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター	(略)

	3第1項第78号から第128号までに規定する事項 (2) 一般職の非常勤職員の任免をすること(任用期間(更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあつては、当該連続する任用期間を通算した期間)が1年未満のものを除く。)
(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庶務課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所(新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。) 福祉事務所(新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。) 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター	(略)

コロニーにいがた 白岩の里  新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所  (略)	コロニーにいがた 白岩の里 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所  (略)
--	---

◎新潟県訓令第13号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称                    位 置 (略) <u>総務管理部法務文書</u> <u>新潟市中央区女池南3丁</u> <u>課歴史公文書室</u> <u>目1番2号</u> (略) (2) (略)	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称                    位 置 (略) <u>県民生活・環境部ス</u> <u>南魚沼郡湯沢町大字神立</u> <u>ポーツ課湯沢駐在所</u> <u>300番地</u> (略) (2) (略)

◎新潟県訓令第14号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(3) (略) (3)の2 <u>法務文書課歴史公文書室における特定</u> <u>歴史公文書を利用に供する業務</u> (4)～(7) (略) (8) コロニーにいがた白岩の里、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務 (9)～(12) (略)	別表（第2条関係） (1)～(3) (略)  (4)～(7) (略) (8) コロニーにいがた白岩の里、 <u>若草寮</u> 、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務 (9)～(12) (略)

◎新潟県訓令第15号

福祉保健部生活衛生課  
地域振興局  
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>(兼務)</p> <p><b>第1条</b> 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる<u>保健所</u>、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(兼務)</p> <p><b>第1条</b> 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる<u>労働相談所</u>、<u>保健所</u>、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td style="text-align: center;">新潟地域振興局企画振興部 労政課</td><td style="text-align: center;">新潟労働相談所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td style="text-align: center;">長岡地域振興局企画振興部 労政課</td><td style="text-align: center;">長岡労働相談所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td style="text-align: center;">上越地域振興局企画振興部 労政課</td><td style="text-align: center;">上越労働相談所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	新潟地域振興局企画振興部 労政課	新潟労働相談所	(略)	長岡地域振興局企画振興部 労政課	長岡労働相談所	(略)	上越地域振興局企画振興部 労政課	上越労働相談所	(略)
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
新潟地域振興局企画振興部 労政課	新潟労働相談所														
(略)															
長岡地域振興局企画振興部 労政課	長岡労働相談所														
(略)															
上越地域振興局企画振興部 労政課	上越労働相談所														
(略)															